

結婚応援パスポート協賛店確保・利用促進事業業務委託仕様書

1 趣 旨

令和6年11月から運用を開始している「結婚応援パスポート」を幅広く県民に周知するとともに、取組に賛同する店舗（以下「協賛店」という）の登録を推進するため、店舗確保や利用促進につながる取組を展開する。

2 業 務 名

結婚応援パスポート協賛店確保・利用促進事業

3 委 託 期 間

契約締結日～令和9年3月31日

※ただし、契約期間満了後においても、次期契約による業務が開始されるまでの間、受託者は「6（4）ア）セキュリティ対策業務」に定める内容を継続して実施するものとする。

4 経費の上限

5,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 事業ターゲット

本事業におけるメインターゲットは次のとおりとする。

- （1）2年以内に結婚予定のカップルのうち、特に20～30代
- （2）結婚2年以内の新婚夫婦
- （3）上記ターゲットの利用が多い店舗

6 業務内容

以下の業務を行うこと。ただし、事業の効果を高めるため、記載されている仕様以上の取組については、独自提案すること。

（1）協賛店確保のための取組実施

県と連携し、令和8年度中に、重点的に確保する業種を中心に、協賛店を100店舗以上確保することを目標とした企画を立案し、実施すること。

（重点的に確保する業種等）

- ・カップルや新婚夫婦の利用が多い店舗（飲食店、観光施設、映画館、旅行代理店、複合商業施設型複合施設など）
- ・知名度が高い店舗（インフルエンサー等が紹介しているなど）
- ・そのほか、結婚応援パスポートの認知度向上につながる業種等があれば独自提案すること。

（取組内容例）

- ・協賛するメリットを効果的に発信できる素材（チラシ等）の作成
- ・協賛店に直接届く方法での周知（直接営業、DM、業界紙への掲載 等）
- ・アプリやホームページ等で新規の協賛店を紹介するキャンペーン など

（2）利用者確保及び利用促進のための取組

カップルや新婚夫婦の利用登録及び利用促進につながる企画を立案し、実施すること。令和8年度中に、利用登録件数を1,000件以上確保すること。

なお、市町村の結婚届提出窓口でのパンフレット配布については、県において、市町村に依頼する。

(取組内容例)

- ・協賛店マップの作成
- ・利用促進キャンペーン
(SNSを活用したプレゼントキャンペーンなど)
- ・街頭、公共交通機関等での啓発
- ・マスメディア等を活用した啓発 など

(3) 認知度向上に向けた取組

結婚応援パスポートの公式 Instagram に掲載するための記事を作成すること。協賛店をめぐるデートコースをプランニングし、協賛店に交渉したうえで、記事を作成すること。作成する回数も含め提案すること。なお、デートコースに加えて他のテーマの記事も作成する場合は、独自提案とすること。

作成した記事は県において投稿するものとする

(記事のイメージ例)

- ・パスポートを使って〇円お得に！
- ・パスポートが使える〇〇（カフェ、パン屋、ラーメン店 etc.）特集！

(4) LPの運営・管理・保守

認知度向上のためのLPを運営・保守・管理すること。

URL：https://8092-okayama.jp/kekkon_pp/

ア) セキュリティ対策業務

- ①セキュリティ対策の導入状況を確認し、HPを管理する上で必要な措置を講じること。

(必要な措置の例)

- ・定期的なセキュリティ監査（管理PCの対策（ウイルススキャン等）の確認含む）
 - ・アクセスログの管理及び取得、保存方法
- ②HPについて、改ざんなどのセキュリティインシデントが発生した場合は、サーバー管理会社及び委託者に直ちに報告するとともに、改ざんなどに対応できる主体的な体制を整えておくこと。
 - ③受託者がHPを更新した際には、日時と更新内容を記録し、改ざんなどのセキュリティインシデントが発生した場合には、サーバー管理会社及び委託者に直ちに提供できる体制を整えておくこと。また、更新記録について委託者と定期的に共有を行うこと。
 - ④受託者は、岡山県情報セキュリティポリシーに基づき受託業務を実施すること。
 - ⑤LPの運営・保守・管理にあたって、不測の事態が生じた場合は、委託者に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
 - ⑥疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定すること。

イ) その他

- ①文言の修正等、県から軽微な修正の依頼があった場合は対応すること。

(5) その他

ア) その他に店舗拡大及び利用促進に資する企画等があれば提案すること。

なお、実施にあたっては、県と具体的な企画内容を協議の上、進めること。

イ) WEB広告等を活用する場合は、費用を明示するとともに、効果（ターゲット、クリック率等）を県と共有すること。

ウ) 作成した素材（Instagram掲載記事を含む）は、県HP、県SNS、県広報番組、県・市町村広報紙、各種広報紙、チラシ、商業施設デジタルサイネージ、看板等において2次利用することを原則とする。その際には、県が指定したサイズの素材を

本委託事業の中で作成すること。

7 目標

令和8年度協賛店舗確保数 100店舗

令和8年度パスポート利用登録件数 1,000件

(参考：R8.4.28時点)

協賛店舗数 329店舗

利用登録件数 2,055件(カップルカード427件、新婚カード1,628件)

8 成果品の納品

- (1) 業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書(様式第1号)を作成し、県に提出する。また、WEB広告等を活用した場合は、結果を分析し効果検証を取りまとめて報告すること。
- (2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

9 業務基準

- (1) 制作した制作物の著作権及び使用権は、原則としてすべて県に帰属するものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。ただし、必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
- (4) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行うために必要と認めるときは、あらかじめ岡山県の承諾を得た上で、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、岡山県と協議するものとする。
- (5) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、岡山県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (6) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、岡山県との協議により進めるものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所在地
称号又は名称
代表者氏名

結婚応援パスポート協賛店確保・利用促進事業業務完了報告書

令和8年 月 日付けで契約を締結した結婚応援パスポート協賛店確保・利用促進事業について、業務委託契約書第 条第 項の規定に基づき、次のとおり事業が完了したので報告します。

記

- 業務名
結婚応援パスポート協賛店確保・利用促進事業
- 委託期間
令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- 成果品
別添のとおり
- ターゲティング広告の実施結果等
別添のとおり